

インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意に基づく
特定用途免税制度 (USDFS/*User Specific Duty Free Scheme*) の枠組みにお
ける関税率利用の取扱いと監督手順に関するインドネシア関税総局長規定
NO. 09/BC/2008

関税総局長は、

- ：
- a. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みによる特定用途免税制度 (USDFS) を用いた関税率の決定に関する財務大臣規定 No. 96/PMK. 011/2008の実施の枠組みにおいて、取扱いと監督の手順について詳細を定める必要があるとみなされること、
 - b. aの考慮に基づき、インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意に基づく特定用途免税制度の枠組みにおける関税率の利用の取扱いと監督手順に関する関税総局長規定を定める必要があること、
- を考慮し、

- ：
1. 関税に関する法律 1995 年 10 号(官報 1995 年 75 号、官報追記 3612 号)及びその改正である法律 2006 年 17 号(官報 2006 年 93 号、官報追記 4661 号)
 2. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意 (*Agreement between the Republic of Indonesia and Japan for an Economic Partnership*) に関する大統領規定 2008 年 36 号
 3. 物品分類システムと輸入品にかかる関税賦課に関する財務大臣規定 No. 110/PMK. -010/2006 及びその改正である財務大臣規定 No. 70/PMK. -011/2007
 4. 経済連携に関するインドネシア共和国と日本との合意における特定用途免税制度の枠組みにおける関税率の決定に関する財務大臣規定 No. 96/PMK. 011/2008

を鑑み、

以下を決定した：

- ：
1. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意に基づく特定用途免税制度の枠組みにおける関税率の利用の取扱いと監督手順に関する関税総局長規定を定める

1 条

本総局長規定の中で、

1. 特定用途免税制度 (USDFS) とは、インドネシア共和国と日本との合意、すなわち日伊経済連携協定の枠組みにおいて、利用者 (*User*) に対し、特別に供与される関税率のことである。(以下、「USDFS」という。)

本資料は、インドネシア関税総局長規定 (原文はインドネシア語) を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したのですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。
出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。
正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。
また、ジェットロは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

2. 利用者（*User*）とは、工業大臣指定のサーベイヤーが発行した、特定用途免税制度登録証明書（SKVI-USDFS）に基づき、USDFS 便宜の取得が妥当な、インドネシア法人形態の事業体のことである。
3. 特定用途免税制度登録証明書とは、利用者として指定を受けるために申請を行ったインドネシアの法人形態の事業体に対し、サーベイヤーが行う、1年間の輸入計画を記載した検証作業結果のことである。（以下、「SKVI-USDFS」いう。）
4. 税関事務所とは、税関主要サービスオフィス、税関監督・サービス事務所、関税の手続を行う場所のことである。

2条

- (1) 利用者は、特定用途免税制度の枠組みにおける関税率を利用するために関税総局長、ここでは関税技術局長に申請を行う。
- (2) 第1項の申請には以下の書類を添付することが義務付けられている：
 - a. 納税者番号(NPWP)
 - b. 通関登録番号(NIK)
 - c. 工業大臣あるいは指定された者が承認印済みの特定用途免税制度登録証明書

3条

- (1) 関税技術局長は、第2条1項に規定する申請に対し調査を行う。
- (2) 必要な場合、関税技術局長は、特定用途免税制度の枠組みにおける関税率を利用するために申請された物品の技術データを求めることができる。
- (3) 第1項の申請が受理された場合、関税技術局長は、財務大臣の名義により、特定用途免税制度の枠組みにおける関税率利用に関する財務大臣決定書を発行する。
- (4) 第1項の申請が拒否された場合、関税技術局長は理由を添えて拒否書を発行する。

4条

- (1) 特定用途免税制度の枠組みにおいて、利用者が税関事務所に提出する輸入通関申告書（PIB）には、輸入分野の規定に基づく税関書類の他に、以下を添付する：
 - a. 第3条第3項に規定した財務大臣決定書の写し
 - b. 日本の管轄機関が発行したJIEPA書式の原産地証明書の原本
 - c. 工業大臣あるいは指定の者が承認印済みの特定用途免税制度登録証明書の

写し

(2) 第1項の輸入通関申告書に記載するのは：

- a. JIEPA特惠税率便宜コード
- b. 財務大臣決定書番号
- c. JIEPA書式の原産地証明書の証明番号
- d. 特定用途免税制度の枠組みにおける関税コードと税額

5条

書類検査官又は税関支署長は、第4条第1項に規定する輸入通関申告書に対し、輸入分野の規定に基づく書類の調査の他に、本関税総局長規定添付に基づく調査を行う。

6条

第3条第3項に規定する決定書の記載内容と輸入する物品の数、種類及び/又は仕様が一致しない場合であって、その物品がJIEPA制度の対象となる場合、数量の超過分及び/又は種類の相違分については、JIEPAの税率に基づき関税が徴収される。

7条

本総局長規定は2008年7月1日から有効とする。

2008年6月30日、
ジャカルタにて制定

Pgs. Direktorat Jenderal

Mulia P. Nasution
職員番号 060046519

書類検査官（PFPD）又は税関支署長（KASI PABEAN）による調査と決定

1. 調査

書類検査官又は税関支署長は、特定用途免税制度登録証明書（以下、「SKVI-USDFS」という。）と JIEPA 書式の原産地証明書（以下、「JIEPA-COO」という。）を添付した輸入通関申告書（PIB）を受理した場合、以下について調査を実施する：

1.1 輸入通関申告書（PIB）

- a. 現行の輸入分野の税関業務手順の中に規定する補助書類の他に、SKVI-USDFS と JIEPA-COO の 1 枚目又は「*CERTIFIED TRUE COPY*」の押印済みの JIEPA-COO が添付されていること。
- b. 輸入通関申告書で申告されている物品の種類について、（レッドゾーンの輸入通関申告書の場合）実物検査の結果、SKVI-USDFS と JIEPA-COO が一致していること。
- c. 輸入通関申告書で申告されている物品の数と、（レッドゾーンの輸入通関申告書の場合）実物検査の結果が、SKVI-USDFS に規定する割り当て数量を超えていないこと。
- d. 輸入通関申告書で申告されている物品の種類が、当該輸入業者向けに財務大臣決定書の中で規定された特定用途免税制度譲許を受けられる物品に含まれていること。
- f. 輸入通関申告書、SKVI-USDFS 及び JIEPA-COO に記載されている輸出業者及び輸入業者名が一致していること。
- g. 輸入通関申告書第 19 項に JIEPA の枠組みによる輸入向けの特恵関税譲許コード、すなわち「56」が記入されていること。
- h. 輸入通関申告書第 34 項に特定用途免税制度の枠組みの関税率に基づき正しく記載されていること。

- i. 特定用途免税制度の枠組みの関税率に基づき、関税が計算され、支払われていること。

1.2 JIEPA 書式の原産地証明書 (JIEPA-C00)

- a. 1 枚目が当該輸入通関申告書に添付されていること。
- b. 当該物品の原産国の JIEPA-C00 に署名をする権限を有する者のリストに規定された者が署名し、役職印が押印されていること。
- c. JIEPA-C00 に署名する権限を有する者の署名と役職印が、当該署名と役職印の見本と照合し、一致していること。
- d. JIEPA-C00 の項目が、輸入通関申告書及び税関補助書類（インボイスやパッキングリストなど）の申告に基づき記入されていること。
- e. JIEPA-C00 第 5 項の「*Preference criterion*」が特惠基準により記入されていること。
- f. 正当性に間違いがないこと。
正当性が疑われる指標は以下の通り：
f.1 用紙が第 3 項 (b) に規定するサイズと一致しない
f.2 JIEPA-C00 が本通達に添付の書式と一致しない
f.3 原産国が疑わしい
原産国に関する疑念は、
- 海外/物品製造場所の企業/業界団体又は国内の企業/業界団体
- 国内外の政府機関
- 関税総局の調査結果
- 帳簿検査の結果
から、原産国の正当性が疑わしい、即ち、JIEPA の原産地規則の規定を満たしていないという、正当性が確認できる証拠(例えば書面による情報など)を税関が有する場合に限る。

JIEPA-C00 と輸入通関申告書及び/又は税関補助書類との間のわずかな相違 (*minor discrepancies*) は、正当性に影響をもたらさない。わずかな相違とは、例えば：

- (i) 正確な地名/場所が簡単に把握できる、地名/場所の記載間違い
(ii) HS 税率コードの記載間違い

2. 決定

調査の結果、

- 2.1 JIEPA-C00 が合致し、正当である場合、税率を定める書類検査官又は税関支署長は、特定用途免税制度の枠組みによる税率申告書を受理する。

- 2.2 合致しているが、JIEPA-C00 の正当性が疑わしい場合(例えば物品の原産地が疑わしいという証拠を受けた場合)、書類検査官又は税関支署長は、以下の対応を行う。
- a. 一般税率(最恵国待遇税率)に基づき関税を決定
 - b. 修正書 (Nota Pembetulan/Notul) を発行
 - c. 輸入の枠組みによる関税と税金の支払い不足について、保証を出すよう輸入業者に通知
 - d. 以下を記入し、税関監督・サービス事務所所長が署名した JIEPA-C00 発行機関へのレターの作成 (JIEPA-C00 の写しを当該レターに添付のこと。)
 - (i) JIEPA-C00 又は物品の原産地の正当性が疑わしい旨とその理由の通知
 - (ii) JIEPA-C00 又は物品の原産地の正当性について確認の要請

JIEPA 原産地規則に基づき、JIEPA-C00 の発行国は確認要請を受けてから 6 ヶ月以内に回答を出さなければならない。

6 ヶ月以内に JIEPA-C00 の発行機関が、正当性が問題となっている JIEPA-C00 及び/又は物品の原産地について正当との回答を出す場合、税関監督・サービス事務所は特定用途免税制度の枠組みによる税率申告書を受理し、保証を返還する。

6 ヶ月を過ぎても税関監督・サービス事務所が JIEPA 発行の原産地証明書の機関から回答を得ない場合、税関監督・サービス事務所は輸入業者から出された保証を国家収入とする。

又は、

- 2.3 不適合の場合、JIEPA 特惠税率は供与できないため、書類検査官又は税関支署長は、以下の対応を行う。
- a. 一般税率(最恵国待遇税率)に基づき関税を決定
 - b. 当該特惠税率が拒否されたことに関連し、輸入の枠組みにおける関税と税金の支払い不足分の請求のために、修正書を発行

Pgs. Direktur
Jende
ral

Mulia P.
Nasution
職員番号
60046519